

## 麻生区区制40周年記念事業実行委員会要綱

### (目的及び設置)

第1条 麻生区は、昭和57年7月1日に誕生し、令和4年度に区制40周年を迎える。これを契機として、みどりと都市が調和し、伝統と未来が融合する麻生区の魅力を再発見し、誇りと愛着を高め、区民がともに未来を見据えたまちづくりを考えることを目的に、麻生区区制40周年記念事業実行委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

### (事業内容)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、事業の企画、検討及び実施を行う。

### (構成)

第3条 委員会の委員は、本目的に賛同する各種団体・企業等から推薦された委員（別表1）により構成する。

### (役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 会計監査 2名

- 2 役員は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 5 会計は、委員会の会計事務を行う。
- 6 会計監査は、委員会の会計事務を監査する。

### (委員会の招集)

第5条 委員会は委員長が招集し、その座長を務める。

- 2 委員会は必要に応じて招集する。
- 3 委員会において、必要があると認めるときは、協力機関又は関係者の出席を求める。

### (世話人会)

第6条 委員会は、第2条に伴う運営を円滑に図るために世話人会（別表2）を置き、必要な助言等を求めることができる。

- 2 世話人会は委員長が必要に応じて招集する。

(プロジェクトチーム)

第7条 委員会は、第2条における各事業の企画、検討等を図るためにプロジェクトチームを置くことができる。

2 プロジェクトチームにリーダー及びサブリーダー各1人を置く。

(1) リーダー及びサブリーダーは委員の互選によるものとする。

(2) リーダーはプロジェクトチームの事務を掌理し、プロジェクトチームの審議経過及び結果を委員会に報告するものとする。

(任期)

第8条 委員及び役員等の任期は令和5年3月31日までとする。

(事務局)

第9条 事務局は麻生区役所内に置く。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会で協議により決定する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年8月24日から施行する。

(有効期間)

この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表1 (第3条関係)

団体名
kirara@アートしんゆり実行委員会
NPO法人 KAWASAKI アーツ
NPO法人しんゆり・芸術のまちづくり
麻生音楽祭実行委員会
麻生観光協会
麻生区PTA協議会
麻生区安全・安心まちづくり協議会
麻生区医師会
麻生区合唱連盟
麻生区クールアース推進委員会
麻生区交通安全対策協議会
麻生区子ども会連合会
麻生区自主防災組織連絡協議会

麻生区社会福祉協議会  
麻生区商店街連合会  
麻生区スポーツ推進委員会  
麻生区青少年指導員会  
麻生区地域教育会議  
麻生区町会連合会  
麻生区美術家協会  
麻生区文化協会  
麻生区保護司会  
麻生区民生委員・児童委員協議会  
麻生区老人クラブ連合会  
あさお芸術のまちコンサート推進委員会  
麻生市民館サークル連絡会  
麻生消防団  
麻生フィルハーモニー管弦楽団  
麻生防火協会  
麻生防犯協会  
麻生ヤマユリ植栽普及会  
あさお落書き消し隊  
一般財団法人川崎新都心街づくり財団  
小田急電鉄株式会社  
小田急不動産株式会社  
ガールスカウト神奈川県第 32 団  
柿生禅寺丸柿保存会  
学校法人神奈川映像学園 日本映画大学  
学校法人玉川学園 玉川大学  
学校法人調布学園 田園調布学園大学  
学校法人桐光学園  
学校法人東成学園 昭和音楽大学  
学校法人明治大学 黒川農場  
学校法人和光学園 和光大学  
株式会社川崎フロンターレ  
株式会社ビュグラ  
株式会社よみうりランド  
川崎麻生ロータリークラブ  
川崎市麻生区歯科医師会  
川崎市麻生区食品衛生協会  
川崎市麻生区赤十字奉仕団  
川崎市麻生区薬剤師会

<p>川崎商工会議所多摩麻生支所  川崎白百合ライオンズクラブ  川崎信用金庫新百合丘支店  川崎百合丘ロータリークラブ  公益社団法人川崎西法人会  里山フォーラム in 麻生  新百合ヶ丘エリアマネジメントコンソーシアム  新百合丘農住都市開発株式会社  セレサ川崎農業協同組合  認定NPO法人あさお市民活動サポートセンター  ボーイスカウト川崎第43団  ボーイスカウト川崎第53団  三井不動産株式会社</p>
--

別表2（第6条関係）

団体名
麻生観光協会
麻生区社会福祉協議会
麻生区商店街連合会
麻生区町会連合会
麻生区文化協会
新百合ヶ丘エリアマネジメントコンソーシアム